

産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(積替え・保管を含まない)

許可申請等の手引

平成28年4月1日

和歌山県循環型社会推進課

〒 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-432-4111 (代表)

073-441-2692 (直通)

FAX 073-441-2685

I 許可の要件

許可を受けるための要件は、次のとおりです。許可申請に際しては、これらの要件をあらかじめ満たしておくことが必要です。

なお、本手引書は、和歌山県知事の許可を受けようとする場合のものです。したがって、他の都道府県（政令市）における許可を受けようとする場合は、それぞれの行政庁に相談してください。

1 認定講習の修了

次に掲げる者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「許可申請に関する講習会（新規）〔注1〕」（産業廃棄物収集運搬課程又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程）を修了していることが必要です。

（1）申請者が法人の場合

その法人の代表者若しくはその業務を行う役員〔注2〕又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者〔注3〕

（2）申請者が個人の場合

当該申請者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者〔注3〕

注1 講習会受講に関する問い合わせ、申込先

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会 TEL 073-435-5600

注2 「役員」には、監査役も含まれます。

注3 「事業場の代表者」とは、和歌山県の区域をその営業区域とする次に掲げるものの代表者をいう。

① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

② 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で産業廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 事業計画の策定

事業者から廃棄物の運搬の委託を受けることが確実であり、運搬先として適正な処分場（許可処分業者）が確保されていること。また、運搬先を管轄する知事（都道府県の管轄区域において一の政令市の区域内のみにおいて業を行う場合はその政令市長）の収集運搬業の許可を取得しているか、又は取得することが確実であることが必要です。（受付印が押された申請書第1面の写し、事業計画書等の提出を求めることがあります。）

3 施設の整備

次の基準に従って、必要な運搬車、運搬容器等を整備する必要があります。

(1) 産業廃棄物収集運搬業の場合

① 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

② 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。

③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の腐敗を防止するなど収集又は運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。

④ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類、性状に応じた収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

4 経理的基礎

産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うことができる経理的基礎を有することが必要です。

5 申請者が次のいずれにも該当しないこと

申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことが必要です。

法第14条第5項第2号

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの〔注1〕若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（これらの規定を第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- へ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人〔注2〕であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人〔注2〕であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人〔注2〕のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人〔注2〕のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、次の法令をいいます。

- ①大気汚染防止法、 ②騒音規制法、 ③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、 ④水質汚濁防止法、 ⑤悪臭防止法、 ⑥振動規制法、 ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法、 ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

II 許可申請手続

1 許可申請書の提出先

- (1) 法人にあつては事務所本店の所在地が、個人にあつては住民登録をした市町村が県内（和歌山市を除く。）に存する場合は、その区域を所管する県立保健所衛生環境課（串本支所においては保健環境課）
- (2) その他の申請者は、県庁循環型社会推進課

2 許可申請書提出に当たっての注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
 - ① 県内（和歌山市を除く。）の方は、県立保健所（支所）へ申請書2部、別紙及び添付書類各2部（正1部 副1部）を提出してください。
 - ② 和歌山市及び県外の方は、直接循環型社会推進課へ申請書1部、別紙及び添付書類各1部（正1部）を提出してください。
 - ③ 郵送による許可申請書の受付は行っていません。
 - ④ 提出部数に申請者の控えは含みません。
- (2) 許可申請手数料は、次のとおりです。和歌山県収入証紙により納付してください。

(単位：円)

業 の 種 類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000	73,000	71,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000	74,000	72,000

(平成28年4月1日現在)

3 審査

許可申請書に基づき、その申請内容が許可基準に適合しているかどうかについて書類審査を行い、必要に応じて現場調査等を行います。

4 許可証の交付

審査の結果、申請内容が許可基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可証の交付は、申請書を提出した県立保健所（支所）又は県庁で行います。

郵送による許可証の交付を希望される場合は、切手を添付した封筒(A4サイズが入るもの)を申請時に持参又は後日郵送してください。着払での発送は行いません。

III 許可に係る留意事項

1 許可証の取扱い

- (1) 許可証は、厳重に管理し、紛失等のないようにしてください。
- (2) 許可証は、他人に譲渡したり、貸与したりしないでください。
- (3) 廃業等の理由により、許可証が不要となった場合には、速やかに返納してください。

2 取り扱うことができる産業廃棄物

取り扱うことができる産業廃棄物は、許可証に記載している種類のものに限られます。それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

3 収集運搬業を行う（積卸しを行う）ことができる区域

和歌山県知事の許可は、和歌山県の区域のみ有効です。

和歌山市の区域のみで業を行おうとする場合は、和歌山市長の許可により業を行うことができます。

他の都道府県等において業を行おうとする場合は、当該都道府県知事（都道府県の管轄区域において一の政令市の区域内のみにおいて業を行う場合はその政令市長）の許可が必要です。

(※ 和歌山市内において積替え・保管施設を設置し、収集運搬業を行う場合は、和歌山市長の許可が必要です。この場合、和歌山県知事の許可の効力が及ぶ範囲は和歌山市を除く和歌山県内となります。)

4 収集運搬業許可の合理化について

政令市の区域内で積替え保管を行わずに、一の政令市を越えて業を行う場合、都道府県の許可を受けることで、政令市区域内を含んだ県内で業を行えるようになりました。(平成23年4月1日廃棄物処理法施行令改正)

また政令市内で積替え保管を行わない収集運搬業について、同一品目の県知事許可及び市長許可を受けている場合、市長許可は失効します。

IV 許可取得後に必要な手続

1 許可の有効期間と更新手続

(1) 許可の有効期間は、許可証の交付の日から5年間です。許可証に記載している有効年月日を過ぎると、許可は失効します。

ただし、優良産廃処理業者認定制度による和歌山県知事の認定を受けた場合は、許可の有効期間は7年間となります。

(2) 有効期間満了後も引き続いて産業廃棄物収集運搬業(特別管理産業廃棄物収集運搬業)を行おうとする場合は、許可更新の申請をする必要があります。

許可更新の申請は、有効期限の3カ月前から受け付けます。

標準処理期間が42日間となっておりますので、許可の有効年月日の42日前を目安に更新手続を行ってください。

(3) 許可更新の連絡は、県から行いません。

(4) 許可更新の基準は、新規に許可を取得しようとする者に対する基準と同様です。

なお、許可更新に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「更新講習会」(新規講習会でも可)修了証の添付が必要です。

(5) 許可更新、変更許可等により、新たに許可証が作成されたときは、旧許可証と引き換えに新しい許可証を交付します。

2 変更許可

次のような場合には、事前に変更許可を受ける必要があります。

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類を追加、又は変更する場合

(2) 積替え・保管を行おうとする場合

(2)の場合は、変更許可申請前に事前調査が必要となりますので、事前に県庁又は最寄りの県立保健所(支所)に相談してください。

3 変更届

次のような場合には、変更が生じた日から10日以内に届け出なければなりません。また、氏名、名称、住所などの変更については、必要に応じて許可証の書き換えを行うことがあります。

- (1) 氏名又は名称、政令で定める使用人、法定代理人、法人にあつてはその代表者、役員又は5%以上の株主等を変更した場合
- (2) 住所並びに事務所及び事業場の所在地を変更した場合
- (3) 運搬車輛、運搬船等運搬施設を変更した場合
- (4) 事業の一部を廃止（取り扱う産業廃棄物の種類の減少など）した場合
- (5) 積替え・保管を伴う収集運搬業の和歌山市長許可の有無を変更した場合

4 廃止届

事業の全部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届け出なければなりません。なお、廃止届出書には許可証を添付してください。

5 帳簿の記載

許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、帳簿を備え、次の事項を産業廃棄物の種類ごとに記載し、産業廃棄物の処理状況を把握しておかなければなりません。

- (1) 収集又は運搬年月日
- (2) 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号
- (3) 受入先ごとの受入量
- (4) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- (5) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

(参考：帳簿の一例)

収集又は運搬 年 月 日	管理票交付者の 氏名 ・ 名称 交付年月日 交 付 番 号	受入量 (種類)	運 搬 方 法 運 搬 先 ・ 量 (種 類)
H 27. 4. 1	〇〇(株)〇〇〇 H 27. 4. 1 第〇〇〇〇〇号	1 0 t (汚泥)	1 0 t ダンプ △△(株)最終処分場 運搬料 1 0 t (汚泥)

6 マニフェストの使用

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者が、排出事業者から委託を受けて産業廃棄物を収集又は運搬する場合は、産業廃棄物を受け取る際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。
- ① 産業廃棄物を受け取る際には、マニフェストに産業廃棄物の種類、搬出先等必要事項が記入されているかを確認し、受領者の氏名等必要事項を記入押印して、B 1 票以下を受け取ります。（A 票は、排出事業所で保管することになります。）
 - ② 受託した産業廃棄物を処分業者に引き渡す際に一緒にマニフェストを渡し、処分業者の受領者氏名等必要事項を記入押印してもらい、C 票以下を当該処分業者に渡します。
 - ③ 運搬が終了したときは1 0 日以内にB 2 票を委託者に返送しなければなりません。なお、B 1 票を5 年間保存しなければなりません。
- (2) マニフェストは、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会等で取り扱っています。

V 産業廃棄物収集運搬基準

産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、産業廃棄物収集運搬基準に従い、産業廃棄物の収集及び運搬を適正に行わなければなりません。

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、特別管理産業廃棄物収集運搬基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集及び運搬を適正に行わなければなりません。

1 産業廃棄物収集運搬基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6 条等から抜粋）

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

- ② 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (2) 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (3) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 産業廃棄物を運搬する車両には、車体の両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び氏名又は名称を鮮明に表示すること。
なお、産業廃棄物収集運搬業者の場合は、前述の記載に加え、許可番号（下6桁）を表示すること。
- (5) 産業廃棄物を運搬する車両には、産業廃棄物管理票を備え付けておくこと。
※ 電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証、及び運搬する産業廃棄物の種類・数量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器。
※ 自己運搬で産業廃棄物管理票がない場合は、下記①から④までを記載した書面を備え付けておくこと。
- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ④ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
- なお、産業廃棄物収集運搬業者の場合は、前述書面に加え、許可証の写しを備え付けておくこと。

2 特別管理産業廃棄物収集運搬基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5等から抜粋）

- (1) 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
- ① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ② 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ④ 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。
- (2) 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

- (3) 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬には、運搬用パイプラインは使用してはならないこと。
- (5) 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を携帯し、又は運搬容器に当該事項を表示すること。
- (6) 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物又は感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- (7) 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物を収納する運搬容器は、密閉できることその他のPCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていることや、収納しやすく、かつ損傷しにくい構造を有するものであること。
- (8) 感染性産業廃棄物を収納する運搬容器は、密閉でき、収納しやすく、かつ損傷しにくい構造を有するものであること。
- (9) 特別管理産業廃棄物を運搬する車両には、車体の両側面に、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び氏名又は名称を鮮明に表示すること。（表示に特別管理産業廃棄物の「特別管理」の文字がなくても差し支えない。）

なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業者の場合は、前述の記載に加え、許可番号（下6桁）を表示すること。

- (10) 特別管理産業廃棄物を運搬する車両には、産業廃棄物管理票を備え付けておくこと。

※ 電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証、及び運搬する産業廃棄物の種類・数量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器。

※ 自己運搬で産業廃棄物管理票がない場合は、下記①から④までを記載した書面を備え付けておくこと。

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ④ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

なお、特別管理産業廃棄物収集運搬業者の場合は、前述の書面に加え、許可証の写しを備え付けておくこと。

VI 産業廃棄物の越境移動について

本県では、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱（平成9年和歌山県告示第528号）の規定に基づき、県外で生じた産業廃棄物を県内（和歌山市を除く。）で処分又は保管することを、原則禁止としています。

ただし、リサイクルする場合等、県内（和歌山市を除く。）で処分又は保管せざるを得ない理由がある場合については、事前に排出事業者が県知事に協議し承認を受けて処分又は保管をすることができます。

また、県内で生じた産業廃棄物はなるべく県内で適正に処理しなければならないこととしています。

産 業 廃 棄 物 の 種 類					
1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸	5 廃アルカリ	6 廃プラスチック類
7 紙くず [注1]	8 木くず [注2]	9 繊維くず [注3]	10 動植物性残さ [注4]	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず
13 金属くず	14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	15 鋳さい	16 がれき類	17 動物のふん尿 [注5]	18 動物の死体 [注6]
19 ばいじん	20 上記（1～19に掲げる）産業廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないもの				

注1 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。

注2 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染み込んだものに限る。

注3 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。

注4 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

注5 畜産農業に係るものに限る。

注6 畜産農業に係るものに限る。

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類） | 2 廃酸（pH2 以下のもの） |
| 3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの） | 4 感染性産業廃棄物 |
| 5 廃PCB等 [注7] | 6 PCB汚染物 [注7] |
| 7 PCB処理物 [注7] | 8 指定下水道汚泥 |
| 10 廃水銀等 | 9 廃石綿等 |
| 11 廃水銀等を処分するために処理したもの | |

（重金属等特定有害物質を含む以下の産業廃棄物）

- | | | | |
|----------|--------|---------|-------|
| 12 燃え殻 | 13 汚泥 | 14 廃油 | 15 廃酸 |
| 16 廃アルカリ | 17 鉍さい | 18 ばいじん | |

注7 「廃PCB等」「PCB汚染物」「PCB処理物」の収集運搬の許可申請等の際、手続等が異なる部分があるので、事前に循環型社会推進課まで相談ください。

許可申請に必要な書類		新規許可	更新許可	変更許可	変更届
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	} 収集運搬業許可申請書	○	○	—	—
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	} 処理業事業範囲変更許可申請書	—	—	○	—
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	} 処理業 廃止 変更 届出書	—	—	—	○
事業計画書 [別紙1]		○	—	○	—
搬入先業者の処分業許可証写し		○	—	○	—
申請者の運搬先都道府県（市）の収集運搬業許可証写し		○	—	○	—
事務所及び事業場の所在地一覧、及び業務経歴 [別紙2]		○	○	△	△
事務所、事業場及び駐車場の付近の見取図		○	△	△	△
収集・運搬の用に供する施設（車両、船舶、容器等）一覧表 [別紙3]		○	○	○	△
自動車検査証等の写し ※1		○	—	—	△
車両の使用権原に関する証明書（車両等を借受ける場合） [別紙4]		○	—	—	△
収集運搬機材の写真（車両、船舶、容器等） [別紙5] ※2		○	—	—	△
従業員名簿 [別紙6]		○	△	△	—
資産に関する調書（申請者が個人の場合） [別紙7]		○	○	○	—
直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（申請者が法人の場合） ※3		○	○	○	—
直前3年の納税証明書 ※4		○	○	○	—
事業開始に要する資金計画書 [別紙8]		○	—	○	—
申請者が個人の場合 本籍の記載された住民票 ※5		○	○	○	△
申請者が個人で未成年の場合 法定代理人の本籍の記載された住民票（法定代理人が法人である場合には、その履歴事項全部証明書並びに役員の住民票の写し） ※5		○	○	○	△
申請者が法人の場合 役員の本籍の記載された住民票 ※5		○	○	○	△
申請者が法人の場合 5%以上の株主又は出資者の本籍の記載された住民票又は履歴事項全部証明書 ※5		○	○	○	△
申請者に政令で定める使用人がある場合 その使用人の本籍の記載された住民票 ※5		○	○	○	△
成年被後見人・被保佐人に該当しないことの証明書 ※6		○	○	○	△
申請者が法人の場合 定款又は寄付行為		○	○	○	△
申請者が法人の場合 履歴事項全部証明書 ※5		○	○	○	△
産業廃棄物収集運搬業に関する認定講習修了証写し ※7		○	○	○	—
欠格要件に該当しない者であることの誓約書 [別紙9]		○	○	○	—
産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱に係る誓約書 [別紙10]		○	○	○	—

許可の種類欄に「○」印のあるものは、必ず添付してください。「△」印のあるものについては、その内容に変更がある場合に添付して下さい。

- ※1 1. 収集運搬の用に供する施設が自動車の場合
自動車検査証に記載された所有者・使用者がいずれも申請者ではない場合は、車両の使用権原に関する証明書（別紙4）を添付してください。
2. 収集運搬の用に供する施設が船舶の場合
船舶国籍証の写し及び船舶検査証の写しを、また当該船舶を庸船する場合はその契約書の写しを添付してください。

- ※2 1. 新規許可申請の場合
ケース1：他自治体で許可を受けていなく、和歌山県が初めての許可申請の場合は、申請の際、産業廃棄物収集運搬車である旨の表示（以下「車両表示」という。）がない写真を提出。許可が認められた際、事前に統一許可番号（許可番号の下6桁）を伝えるので、申請の際の全車両分の車両表示のある側面の写真（車番を記載したもの）の提出と引き換えに、許可証を交付することとします。
- ケース2：他自治体で既に許可を受けていて、和歌山県に許可申請する場合は、車両表示のある写真を提出のこと。
2. 更新許可申請、変更許可申請、車両の変更届の場合
車両表示のある写真を提出のこと。
3. 許可申請、変更届における共通事項
提出の車両の写真については、1車両につき、正面写真と側面写真の1枚ずつです。（ただし、車両表示は両側面必要。）

※3 債務超過が生じている場合は経理的基礎に関する申立書が必要です。債務超過の原因、債務超過解消計画、今後の見通しについて記入してください。様式は任意です。

※4 個人の場合は所得税の納付すべき額及び納付済額、法人の場合は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類が必要です。税務署が発行する納税証明書（その1）を添付してください。

※3・※4 法人設立後、事業年度を3期経過しておらず当該書類が添付できない場合は、その旨を記載した申立書を作成し、添付してください。様式は任意です。

※5 公的機関が発行する証明書は、発行日から3カ月以内のもののみ有効となります。住民票については、①添付を必要とする方本人のみの個人情報に記載され、本籍地（外国人の場合は、国籍又は地域）が省略されていないもの ②続柄及びマイナンバー（個人番号）情報が記載されていないものを添付してください。

※6 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書を指します。発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
証明書を必要とする方は、申請者が個人の場合、申請者本人（未成年の場合は法定代理人（法定代理人が法人である場合には、役員））、申請者が法人の場合は、役員及び5%以上の株主です。
なお、申請者に政令で定める使用人がある場合は、その使用人の証明書も必要です。
証明書交付の申請用紙は、最寄りの法務局・地方法務局及び支局（出張所）入手で

きますが、証明書の発行は法務局または地方法務局の本局のみで行われますので、申請書に必要事項を記入の上、登記印紙を貼付し、法務局または地方法務局の本局の窓口へ直接提出してください。

なお、郵送で申請の場合は、東京法務局（後見登記課）のみ受付を行います。

証明事項は、「登記されていないことの証明申請書」中の証明事項欄の「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」との証明を受けて下さい。

※7 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書には、「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」又は「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しを添付してください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書には、「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しを添付してください。

（特別管理）産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会には、新規講習会と更新講習会があり、それぞれの有効期間は、新規講習会については修了証交付日から起算して5年、更新講習会については修了証交付日から起算して2年です。

注) 住民票等の公的機関が発行する証明書について

1 ※4、※5、※6の納税証明書、住民票、法人の履歴事項全部証明書及び登記されていないことの証明書は、申請時に原本を提示のうえ、そのコピーを提出することができます。

2 先行許可制度を用いずに取得した許可証（当該許可の日から起算して5年を経過しないもの）の原本を申請時に提示し、そのコピーを提出する場合は、※5、※6の住民票、登記されていないことの証明書、株主又は出資者が法人である場合の履歴事項全部証明書の提出を省略することができます。

なお、申請者が法人の場合、当該法人の履歴事項全部証明書は省略できません。

申 請 書 類 等

- ※ 手書きの場合は、次ページ以下の申請書等を直接使用するか又はコピーして使用してください。
- ※ 別紙及び添付書類は、15～17頁を参照し、それぞれの申請に必要な書類を添付してください。
- ※ 石綿含有産業廃棄物の取扱いについては、「石綿含有産業廃棄物の収集運搬について」(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/chpt6.pdf>)を参照してください。

1 産業廃棄物の場合

- 新規の許可申請 様式第 6 号（1面～4面）、別紙及び添付書類
- 更新の許可申請 様式第 6 号（1面～4面）、別紙及び添付書類
- 変更の許可申請 様式第10号（1面～4面）、別紙及び添付書類
- 変更届 様式第11号、別紙及び添付書類
- 廃止届 様式第11号、別紙及び添付書類

2 特別管理産業廃棄物の場合

- 新規の許可申請 様式第12号（1面～4面）、別紙及び添付書類
- 更新の許可申請 様式第12号（1面～4面）、別紙及び添付書類
- 変更の許可申請 様式第16号（1面～4面）、別紙及び添付書類
- 変更届 様式第17号、別紙及び添付書類
- 廃止届 様式第17号、別紙及び添付書類

※申請書2面～4面、別紙及び添付書類の様式は、産業廃棄物の様式と共通です。